

第5回共通到達度確認試験

令和6年1月7日実施

1. 憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

憲法 98 条 1 項が「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定めているのは、憲法の形式的最高法規性を示すものである。

問題 2

明治憲法は、自然権思想に基づき、言論の自由、居住移転の自由、所有権など一定の権利を保障していたが、これらの諸権利は、天皇が臣民に対して恩恵的に与えたものにすぎず、法律の範囲内で保障されるにとどまるものであった。

問題 3

皇位継承のあり方は、国会の議決した皇室典範の定めるところによるが、皇位の世襲制を廃止するためには、皇室典範の改正だけではなく憲法改正が必要である。

問題 4

最高裁判所の判例によれば、憲法の保障する基本的人権は平和の基盤なしには存立しえず、その意味で平和的生存権はすべての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的权利といえるため、一定の要件を満たした場合には、平和的生存権の具体的権利性は肯定される。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、前科および犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であるため、前科および犯罪経歴の有無が訴訟等の重要な争点となっていて市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合であっても、市区町村長が弁護士会の照会に応じて前科および犯罪経歴を報告することは許されない。

問題 6

最高裁判所の判例によれば、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして輸血をともなう医療行為を拒否するとの明確な意思を患者が有している場合であっても、人の生命および健康を管理すべき業務に従事する医師の医学上の専門的判断を尊重すべきであり、患者のこのような意思決定が人格権の一内容として尊重されるわけではない。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、県知事が大嘗祭に公費で参列し拝礼した行為は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として天皇の即位に祝意を表する目的で行われたものであるから、宗教とのかかわり合いをもつ行為とはいえない。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、だ行進、うず巻行進といった殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為は、思想表現行為としての集団行進に不可欠な要素ではなく、これを禁止しても国民の憲法上の権利の正当な行使を制限することにはならない。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、憲法上の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有するが、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、居住・移転の自由は、経済的自由としての性格に加え、人身の自由や精神的自由とも密接に関連する性格を有し、この自由を制限する際には格別の慎重さが求められるため、地方公共団体が市営住宅を供給する場合において、当該住宅に入居させる者をどのようなものとするかについて、地方公共団体に裁量権を認めることはできない。

問題 11

刑事補償請求権は、国家による一定の行為を請求する権利である点において、社会権に分類される。

問題 12

朝日訴訟（最大判昭和 42・5・24 民集 21・5・1043）において最高裁判所は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」について定める憲法 25 条 1 項は、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではないとし、具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によってはじめて与えられている、と述べている。

問題 13

憲法の規定により、子どもには、教育を受ける権利が保障されるとともに、普通教育を受ける義務が課せられている。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、憲法 28 条にいう「勤労者」には、私企業の労働者だけではなく、国家公務員や地方公務員も含まれる。

〔参照条文〕 日本国憲法

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

問題 15

最高裁判所の判例によれば、選挙運動のための戸別訪問の禁止は単に意見表明の手段方法の禁止にとまらぬ限度での間接的、付随的な制約にすぎない。

問題 16

衆議院で内閣不信任決議案が可決された場合に、内閣は衆議院が解散されない限り総辞職しなければならないが、衆議院で個々の大臣に対する不信任決議案が可決されても、その大臣が辞職することは憲法上義務づけられない。

問題 17

最高裁判所の判例によれば、最高裁判所裁判官の任命後間もなく衆議院議員総選挙が実施され、その際に国民審査が実施されることとなった場合、当該裁判官はその時点では最高裁判所裁判官としてほとんど活動しておらず、その実績を評価するのに十分な判断材料が国民に提供されていないこととなるため、国民審査については、これを解職制と理解することはできず、最高裁判所裁判官の任命の完結行為であると解されている。

問題 18

憲法 81 条は最高裁判所が行う違憲審査の対象を「一切の法律、命令、規則又は処分」と定めているが、立法不作為の場合には審査対象となりうる法律が存在していないことになるため、裁判所は立法不作為の違憲性を審査することができず、その不作為が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法かどうかについて審査ができるにとどまる。

〔参照条文〕 日本国憲法

第 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

問題 19

憲法の規定によれば、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができるものの、すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

問題 20

国家間の合意である条約の締結をする権能は内閣にあるが、事前に国会の承認を経ない限り、条約を締結することはできない。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。

問題 21

人権の主体と適用範囲に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 日本の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないとして解されるものを除き、日本に在留する外国人に対しても政治活動の自由の保障が及ぶ。
- イ. 外国人に対する憲法の基本的人権の保障は外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎず、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障は与えられていない。
- ウ. 会社は自然人である国民と同様に国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有し、政治資金の寄附もその自由の一環として保障される。
- エ. 憲法第 3 章の諸規定による基本的人権の保障は権利の性質上可能な限り未成年者である国民にも及ぶところ、未成年者は精神的に未熟であり情報の選別能力を有しているわけではないため、未成年者に知る自由は保障されない。
- オ. 憲法第 3 章の自由権的基本権の保障規定は私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないが、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは私人間の関係においても例外的に適用される。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 22

国籍法違憲判決（最大判平成 20・6・4 民集 62・6・1367）に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

教授：今日は、国籍法違憲判決について考えてみましょう。日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限って法務大臣への届出による日本国籍の取得を認めることとしていた、国籍法旧 3 条 1 項の合憲性が争われた事件ですね。

この判決は、憲法 14 条 1 項が保障する法の下での平等について、各人の別異取扱いを絶対的に禁止する趣旨であると解していますか。

学生 A：いいえ。この判決は、従前の判例と同様に、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であると述べています。すなわち、合理的な根拠があれば別異取扱いも正当化されると解しています。

教授：本件で問題となった別異取扱いの区別事由について、この判決はどのように述べていますか。

学生 B：憲法 14 条 1 項に差別禁止事由として掲げられている「社会的身分」による別異取扱いであるとして、このような事柄による別異取扱いについては慎重な審査を要すると述べています。

教授：本件で問題となったのは国籍取得の要件に関する別異取扱いですが、この判決は、国籍についてどのように述べていますか。

学生 C：憲法 10 条の趣旨は、国籍の得喪に関する要件を定めることについて立法府の裁量判断にゆだねるものであると解しつつも、日本国籍について、日本の構成員としての資格であるとともに、日本において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受けるうえで意味をもつ重要な法的地位でもあると述べています。

教授：この判決は、国籍法旧 3 条 1 項について、立法当時から違憲であったと判断していますか。

学生 D：いいえ。国籍法旧 3 条 1 項が設けられた当時は、立法目的は合理的な根拠があり、立法目的との間に合理的関連性もあったと述べています。しかし、立法目的との間における合理的関連性は社会的環境の変化等によって失われ、遅くとも上告人が法務大臣あてに国籍取得届を提出した時点では違憲であったと述べています。

教授：この判決は、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生し父から出生後に認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという

部分を除いた国籍法旧 3 条 1 項所定の要件が満たされるのであれば、同項に基づいて日本国籍を取得することを認めましたか。

学生 E：いいえ。そのような処理については、裁判所が法律にない新たな国籍取得の要件を創設するものであり、国会の本来的な機能である立法作用を行うものとして許されないと述べています。

1. 学生 A と学生 C
2. 学生 A と学生 D
3. 学生 B と学生 C
4. 学生 B と学生 E
5. 学生 D と学生 E

〔参照条文〕

○日本国憲法

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

○国籍法

(準正による国籍の取得)

旧第 3 条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で 20 歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 (略)

問題 23

思想・良心の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 中学校の内申書に、その学校の全共闘を名乗って機関紙を発行したことを記載した場合、記載に係る外部的行為によって思想、信条を了知できるから、当該記載は生徒の精神的自由を侵害するものである。
- イ. 企業が従業員に対し、企業秩序違反行為の調査のため、特定政党の党員か質問することは、質問の必要性、合理性を肯認でき、質問の態様も返答を強要するものでなければ、従業員の精神的自由を侵害するものとはいえない。
- ウ. 寄付は、個人的な判断に基づいて、各人が自主的に決定すべき事柄であるから、強制加入団体である司法書士会が、被災した他の司法書士会に寄付するために会員から特別に負担金を徴収する決議をしても、原則として、無効となる。
- エ. 公立小学校の音楽専科の教諭に対し、入学式において、国歌斉唱の際のピアノ伴奏を命じる校長の職務命令は、個人の歴史観ないし世界観それ自体を直ちに否定するものではなく、個人の思想・良心の自由を侵害するものとは認められない。
- オ. 公立高等学校の教諭に対し、卒業式において、国歌斉唱の際の起立斉唱行為を命じる校長の職務命令は、個人の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものであり、個人の思想・良心の自由を直ちに制約するものと認められる。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

問題 24

取材・報道の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 民事事件において、報道関係者の取材源の秘密が保護に値するかどうかは、当該報道の内容、性質、社会的な意義・価値、当該取材の態様、将来における同種の取材活動が妨げられることによって生ずる不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、社会的な意義・価値、当該民事事件において当該証言を必要とする程度、代替証拠の有無等の諸事情を比較衡量して決せられる。
- イ. 憲法 82 条 1 項の趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにあり、同条同項は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることを認めているが、傍聴人が法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものではない。
- ウ. 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるから、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものであり、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の保障のもとにあるというべきである。
- エ. 公正な刑事裁判を実現するためには、適正迅速な捜査が不可欠の前提であり、付審判請求事件を審理する裁判所による取材フィルム提出命令に関する事案と、検察官の請求によって発付された裁判官の差押許可状に基づき検察事務官が行った取材ビデオテープの差押処分に関する事案とで、報道の自由ないし取材の自由に対する制約の許否に関して、両者の間に本質的な差異はない。
- オ. 報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかした場合でも、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

問題 25

職業の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 職業への規制が憲法上是認されるか否かは、規制の目的・必要性・内容、制限される職業の自由の性質・内容および制限の程度を比較考量して決する必要があるが、こうした考量は第一次的には立法府の権限であり、裁判所は、規制の目的が公共の福祉に合致する以上、そのための規制措置の必要性や合理性については、立法府の判断が合理的裁量の範囲にとどまる限り、立法府の判断を尊重すべきである。
- イ. 公衆浴場業を許可制とし、その許可条件として適正配置規制を課す公衆浴場法の規定は、日常の国民生活において欠くことのできない公共的な厚生施設である公衆浴場の維持・確保を図り、国民保健を確保するという目的のために設けられたものであり、公共の福祉に適合する目的のために必要かつ合理的な範囲内の手段と考えられるため、職業の自由を保障する憲法の規定に違反するものとはいえない。
- ウ. 医薬品の一般販売業を許可制の下におく旧薬事法の規定は、許可制が職業の自由に対する強力な制限である以上、その合憲性を肯定しうるためには重要な公共の利益のため必要かつ合理的な措置であることを要し、またその措置が、自由な職業活動が社会公共にもたらす弊害を防止する目的のものである場合には、許可制より緩やかな制限ではその目的を十分に達成できないと認められることを要する。
- エ. 小売市場の新設を過当競争防止のために許可制の下におく法律上の規定は、積極的な社会経済政策を目的とする措置であり、その措置の必要性・合理性の判断には一定の立法裁量が認められるが、許可制が職業の自由に対する強力な制限である以上、その裁量を広範なものと解することはできないため、裁判所は、立法府の判断が著しく不合理であることが明白か否かという審査にとどめるべきではない。
- オ. 酒類の販売業を免許（許可）制の下におく酒税法の規定は、職業の自由への強力な制限である許可制を定めるものであり、その規制目的が酒類の自由販売による販売業者の共倒れ等によって酒税の納税義務者たる酒造業者に滞納が生じないようにするという消極的・警察的な規制であることに照らせば、裁判所が当該規定の合憲性を審査する際、立法府の政策的・技術的裁量を尊重した審査を行うべきではない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 26

適正手続に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 刑事訴訟法が定める緊急逮捕の制度は、罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急やむをえない場合に限り、逮捕状なく被疑者の逮捕を認めている点で、令状主義の例外として憲法 33 条が定める現行犯逮捕に含まれるため、緊急逮捕の後の逮捕状の発行を条件としていなくても、憲法 33 条が原則として定める令状主義に違反しない。
- イ. 検察官が被疑者と弁護人との接見の日時等を指定する刑事訴訟法上の接見指定の制度は、捜査の必要性に鑑み、接見指定の方法等を捜査機関の合理的な裁量にゆだね、捜査に支障がないと捜査機関が認める場合に例外的に接見を許可する趣旨の制度であると解され、このように解しても、被疑者による弁護人の選任自体が妨げられていない以上、憲法 34 条前段の弁護人依頼権の保障の趣旨を損なうことはない。
- ウ. 憲法 31 条の定める法定手続の保障は、刑事手続のみならず行政手続にも及ぶ場合があり、その場合に行政処分の相手方に事前の告知・弁解・防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限される権利利益の内容・性質・制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容・程度・緊急性等を総合較量して決定される。
- エ. 納税義務者に対し収税官吏が質問したり帳簿等の物件を検査したりし、これらを拒否した納税義務者に罰則が科されるという旧所得税法下での質問検査手続は、刑事責任追及を目的としておらず、実質上、刑事責任追及のための資料収集に直接結びつく作用を一般的には有しないが、検査の拒否に罰則が科される点で、刑事責任追及に関わる性質を帯びるため、憲法 38 条 1 項が定める不利益供述拒否権の保障が及ぶ。
- オ. 脱税を行った嫌疑がある者に対し、収税官吏がその者に質問や物件の押収等を通じて調査し、その結果に基づいて検察官に告発するという旧国税犯則取締法上の犯則調査の制度は、一種の行政手続であり刑事手続ではないが、実質的に刑事責任追及のための情報収集に直接結びつく作用を一般的に有するため、憲法 38 条 1 項の不利益供述拒否権の保障が及ぶ。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 27

国会に関する以下の学生の発言のうち、正しいものを1つ選びなさい。

教 授：今日は国会について考えることにします。はじめに、皆さんがどれくらい勉強しているかを確認しておきたいと思います。

衆議院議員や参議院議員の選挙区選出議員は各選挙区で選挙されていますが、憲法 43 条 1 項は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と定めています。この規定の「全国民を代表する」という部分を最高裁判所の判例はどのように解していますか。

学生 A：最高裁判所の判例は、この部分を、両議院の議員はその選出方法がどのようなものであるかにかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく全国民を代表するものであって、選挙人の指図に拘束されることなく独立して全国民のために行動すべきことを定めたものと解しています。

教 授：憲法 51 条は、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」と定めているので、議員は一般の人が負うような法的責任を負いません。したがって、たとえば、議員が議院の委員会において行った質疑により、誰かの名誉を毀損する発言をしたとしても、その議員は刑事責任や不法行為責任を負わないこととなりますが、その発言によって名誉を毀損された人はまったく救済されないのでしょうか。

学生 B：最高裁判所の判例は、憲法の保障する国家賠償請求権の趣旨にもとづき、国に対して損害賠償を請求することを認めているので、議員の発言が軽過失による場合も含めて救済されています。

教 授：先ほどの憲法 51 条は「院外で責任を問はれない」と定めていますので、院内で責任を問うことは可能でしょう。たとえば議員の演説が院内の秩序を乱したという理由で議員を辞めさせることはできますか。

学生 C：できます。そのような議員については、議員としての資格が問題となっているといえるので、各議院は、資格争訟の裁判を行うこととなりますが、議員の議席を失わせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決が必要です。

教 授：憲法が二院制をとっている以上、衆議院の多数派と参議院の多数派が異なるということが生じることは当然あります。たとえば、衆議院で可決した法律案について参議院が異なった議決をした場合にはどうなるのでしょうか。

学生 D：そのような場合、両議院の協議会を開いても意見が一致しないときには衆議院の法律案が法律となります。

教 授：憲法 57 条 1 項本文は「両議院の会議は、公開とする」と定めています。ここでいう会議とは本会議のことですが、これを秘密会にすることについて憲法はどのように定めていますか。

学生 E：出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができますが、憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となっている場合には秘密会にすることはできません。

1. 学生 A 2. 学生 B 3. 学生 C 4. 学生 D 5. 学生 E

問題 28

内閣に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 内閣総理大臣は、内閣の構成員である国務大臣を任意に罷免することができるが、その場合には、罷免についての天皇による認証が必要となるので、内閣はその認証のための助言と承認を行わなければならない。
- イ. 内閣に法律案提出権があるのか否かについては憲法上も法律上も明確ではないが、実際には、国会議員でもある各国務大臣が、国会議員の資格で、法律案を各議院に提出している。
- ウ. 衆議院が解散された後で国に緊急の必要があるときは、内閣は法律に代わる政令を制定することができるが、この政令は、次の国会開会の後 10 日以内に国会の同意が得られない場合にはその効力を失う。
- エ. 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ訴追されないが、内閣総理大臣が同意しなかったとしてもそれにより訴追の権利が害されるわけではないので、国務大臣の職を離れた後にその者を訴追することは可能である。
- オ. 衆議院議員の資格で内閣総理大臣の職に就いた者がその在任中の衆議院議員総選挙で落選した場合には、内閣は、その後に初めて国会の召集があったときに総辞職しなければならないが、当選した場合には総辞職する必要はない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 29

司法権の範囲と限界に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 具体的な権利義務や法律関係に関する訴訟であっても、信仰の対象の価値や宗教上の教義に関する判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠なものであり、これが当該訴訟の争点や当事者の主張立証の核心となっている場合には、当該訴訟は裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらぬ。
- イ. 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰は、議会の自律的権能に基づいてなされたものとして、議会の裁量が認められるべきであるため、裁判所がその適否を判断することは許されない。
- ウ. 改正法案が衆議院と参議院の両院において議決を経たとされ、適法な手続でその改正法が公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべきであり、議事手続に関する事実を審理してその有効無効を判断すべきではない。
- エ. 国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有する安全保障条約が憲法に違反するか否かの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査にはなじまない性質のものであるため、これを司法審査の対象とすることはできない。
- オ. 政党が組織内の自律的運営として党員に対して行った処分の当否については、原則として自律的な解決にゆだねるのが相当であり、その処分が一般市民法秩序と直接の関係のない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

問題 30

地方自治に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 明治憲法下では、府県制や市町村制が採用されてはいたものの、憲法の条文として地方自治に関する規定は置かれていなかった。
- イ. 日本国憲法の規定によれば、地方公共団体の長および議会議員を選出する選挙に間接選挙制を導入することは認められていない。
- ウ. 日本国憲法の規定に明記される住民投票制度としては、地方自治特別法の制定に係るものと、地方公共団体の長および議員の解職制度に係るものがある。
- エ. 最高裁判所の判例によれば、地方公共団体の議会による自主立法としての条例は、その目的が国の法令と競合しない限度で制定することができるものであるから、国の法令と同一の目的を有する条例の制定は国の法令に違反することになる。
- オ. 最高裁判所の判例によれば、普通地方公共団体は、地方自治の不可欠の要素として、その区域内における当該普通地方公共団体の役務の提供等を受ける個人または法人に対して国とは別途に課税権の主体となることが日本国憲法上予定されている。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。